特別条項発動協議書

時間外労働・休日労働に関する協定に基づき、下記の通り特別条項の発動を協議した。

記

１. 特別条項を発動する対象労働者（対象部署）

　　（例）　　部　　課において、　　の業務に従事する者

２. 特別条項を発動する事由

　　（例）　　年　　月に発生した突発的な仕様変更に対応するため

３. 特別条項発動期間

　　（例）　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４. 特別条項により延長する時間の上限

　　（例）1ヶ月　　時間以内（含休日労働）

５. 延長回数

　　（例）本年度において、特別条項の発動は　回目となる

６. 健康福祉確保措置の実施状況

　　（例）特別条項発動期間中、　　時間の勤務間インターバルを適用/　　年　　月に特別休暇を　日間付与する

協議年月日　　年　　月　　日

労働者代表

代表取締役